

## 奈良市旧男女共同参画センター不用物品廃棄処理業務委託仕様書

本仕様書は、奈良市（以下「発注者」という。）の管理する奈良市旧男女共同参画センターの解体にあたり、その敷地・建物内に存する不用物品を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）及びその他関係法令に従い、適正かつ誠実に収集運搬し、廃棄処分する業務（以下「処分業務」という。）の委託内容及びその他必要事項を示すとともに、委託業務に係る条件に係る条件等について定めるものとする。

### 1 委託業務

- (1) 件名 奈良市旧男女共同参画センター不用物品廃棄処理業務委託
- (2) 期間 契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

### 2 排出事業場

奈良市旧男女共同参画センター（奈良市西之阪町12番地）

### 3 業務内容

- (1) 受注者は、奈良市旧男女共同参画センター内及び敷地内に存する不用物品を廃掃法及びその他関係法令に従い、適正かつ誠実に収集運搬し、廃棄処分する。
- (2) 受注者は、発注者から委託された不用物品の処分業務を第三者に委託してはならない。ただし、履行期間中に処分業務を第三者に委託する必要がある場合、受注者は、書面による発注者の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、処分業務を再委託することができる。この場合において、受注者は、発注者の要求があったとき、この再委託を受注者の責任において解除しなければならない。
- (3) 受注者は、不用物品の収集運搬業務の際に「道路占用許可」「道路使用許可」が必要な場合、受注者で申請すること。業務実施中であっても、他の車両等の通行の妨げになるような駐車等は行わないこと。
- (4) 不用物品の積み込みは受注者が行い、回収するものとする。
- (5) 受注者は、その他不用物品の処分業務を実施するに当たり発注者側の担当職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

### 4 廃棄物の場所、種類及び数量

- (1) 奈良市旧男女共同参画センター及び敷地内に存する不用物品  
建物：2階建て 施設の延べ面積 721 m<sup>2</sup>程度  
敷地：850 m<sup>2</sup>程度  
ただし、業務の対象となる不用物品は、原則として可動するものとし、据え付けられている棚等は対象外とする。

(2) 数量の詳細については、現地で確認することができる。(6月6日午前10時～午前11時半予定)

## 5 廃棄物管理票

### (1) 事業系一般廃棄物

最終の廃棄物の搬出量を発注者に報告すること。

### (2) 産業廃棄物

①発注者及び受注者は上記4の産業廃棄物の収集運搬及び処分につき、産業廃棄物の種類・数量等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）による業務確認を行う。

②マニフェストは業務委託料に含み、受注者が発注者に必要事項を記載し必要量提供する。

③本業務に関する排出事業者が電子マニフェストに未加入であるため、報告書については従来どおりとする。また、収集した廃棄物の内で処分方法が異なる場合は、処分方法に応じた数量がわかるように報告すること。

## 6 責任

### (1) 受注者

受注者は、発注者から委託された不用物品を関係法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負うものとする。

### (2) 発注者

発注者は、委託契約する不用物品の適正処分のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ受注者に提供するほか、適宜または、受注者との協議により必要な情報を受注者に提供する。また、発注者は排出する産業廃棄物に関する情報に変更が生じた場合にも、受注者に対して情報を提供する。

項目	内容
産業廃棄物の発生工程	業務
産業廃棄物の性状及び荷姿	廃プラスチック混載：バラ（固状）
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	なし
混合等により生ずる支障	なし
日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品に関する事項	ユニット型エアコンディショナ、テレビ受像機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電子レンジ
石綿含有産業廃棄物の有無	なし
その他取扱いの注意事項	なし

## 7 業務遂行注意事項

作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めるよう注意しなければならない。

## 8 代金の請求等

処理代金は、発注者の指定する方法により請求すること。（1円未満の端数は切り捨て）

## 9 許可等

受注者は、一般廃棄物収集運搬業（奈良市の許可）、廃棄物処理法による産業廃棄物収集運搬業（奈良県又は奈良市及び当該廃棄物の搬入所在地の許可）及び産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けている、または、中間処理業者と業務連携している者であること。

## 10 特記事項

（1）本業務における産業廃棄物税については、委託料に含めるものとし、受注者において申告納付するものとする。

（2）処分業務にかかる費用及び家電リサイクル法に係る廃棄物が存する場合は、その廃棄・撤去及びリサイクルにかかる費用はすべて受注者の負担とする。

（3）受注者は、本業務の処理上知り得た個人情報等の秘密を、他人に漏らしてはならない。本業務完了後も同様とする。

（4）その他、本件について疑義が生じたものについては、協議により定めることとする。

奈良市 市民部 共生社会推進課 男女共同参画室

所在地：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号（北棟4階）

電話：0742-81-3100

担当：渋谷、川畑

メール：danjokyoudou@city.nara.lg.jp